

別表（第5条、第6条関係）

対象緑化工事	補助金の交付対象条件	補助金の額
<p>専用住宅、 店舗付住宅、 会社事務所、 店舗等の建物を 有する民間施設</p>	<p>(1) ポット、鉢物等の可動式植栽を除く、生垣を伴う全ての緑化工事。                      (2) 公共の道路沿いに3 m以上の生垣を設けること。                      (3) 植栽位置は、道路境界から3 m以内とし、すべての植栽は公共の道路より十分見えること。ただし、壁面緑化と屋上緑化は除く。                      (4) 原則として、補助金の交付後少なくとも5年間は伐採、撤退及び樹種の変更は行わないことが確実であること。                      (5) 補助対象が、他の公的補助金等（移転補償金等を含む）と重複していないこと。                      (6) 生垣にあっては、延長が3 m以上あるもので、植え付けは概ね1 m当たり樹木2本以上とし、その植え付けは高さ0.8 m以上の苗をもって行うこと。                      (7) 高木にあっては、その植え付けが高さ2 m以上の苗をもって行うこと。                      (8) 中木にあっては、その植え付けが高さ1 m以上の苗をもって行うこと。                      (9) 壁面緑化にあっては、その延長が3 m以上あるもので、植え付けは概ね1 m当たり3株以上とすること。                      (10) 低木にあっては、その植え付けが葉張り0.3 m以上のものをもって行うこと。                      (11) 平面緑化にあっては、芝、つる性植物、草花（宿根草等）、低木等を用いて、概ね水平に連続して緑化されるよう配置すること。                      (12) 営利を目的とした緑化は対象外とする。</p>	<p>緑化工事費の 2分の1以内。                      （限度額は、 屋上緑化を含む 場合50万円、 含まない場合 20万円。）</p>
<p>公共の道路に 8 m以上接する 民間駐車場</p>	<p>(1) ポット、鉢物等の可動式植栽を除く。                      (2) すべての植栽は公共の道路から十分見えること。                      (3) 上記(4)～(12)</p>	<p>緑化工事費の 3分の2以内。                      （限度額20万円）</p>

（注）補助金の交付額は、千円未満の端数がある時は、その額は切り捨てる。